以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第4号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は、線形不良箇所及び幅員狭小箇所の存在により車両の安全かつ円滑な通行に支障をきたすとともに、歩行者等の安全な通行にも支障をきたしており、また、高知県が第2次緊急輸送道路に指定していることから、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通の確保を図る必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

○九州地方整備局告示第百十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年八月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月三十一日

九州地方整備局長　鈴木　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗字長鳥二三〇三番一六から同県田川郡糸田町字雑餉塚一八二番一まで	前	B A	七・五〇～二四・〇〇 メートル 九五・〇〇～二一四・二〇 メートル	二七・九五〇 キロメートル 二二・六二三 キロメートル
	後	B A	七・五〇～二四・〇〇 メートル 九五・〇〇～二一四・二〇 メートル	二七・九五〇 キロメートル 二二・六二三 キロメートル

上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局北九州国道事務所

○九州地方整備局告示第百十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年八月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月三十一日

九州地方整備局長　鈴木　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百一号	飯塚市綱分字水洗一八四〇番八から同市綱分字水洗一七三五番三まで	九州地方整備局及び同局北九州国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年八月三十一日

国会事項

衆議院

法律公布奏上及び通知

八月二十七日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律

議案提出

八月二十七日議員から提出した議案は次のとおりである。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案（平野博文外三名提出）

議案送付

八月二十七日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

航空法の一部を改正する法律案

議案通知

八月二十七日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律案

質問書提出

八月二十七日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律に関する質問主意書（高橋千鶴子外一名提出）

原発事故・子ども被災者支援法に関する質問主意書（玉城デニー提出）

参議院

議事日程

八月二十八日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第三十八号

平成二十七年八月二十八日（金曜日）

午前十時開議

第一　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第二　個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第三　瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律案（末松信介君外十一名発議）

第四　外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（衆議院送付）

第五　農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出、衆議院送付）

議案受領

八月二十七日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

航空法の一部を改正する法律案（閣法第七五号）

議案受領（予備審査）

八月二十七日衆議院から次の議案が送付された。

国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案（岸本周平外五名提出）（衆第三二号）

国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案（岸本周平外五名提出）（衆第三三号）

通知書受領

八月二十七日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律案

また、同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律

質問主意書提出

八月二十七日議員から次の質問主意書が提出された。

国際平和支援法案における「関係行政機関」の定義等に関する質問主意書（藤末健三提出）（第二五七号）

自衛官による米軍等の武器等防護に関する質問主意書（藤末健三提出）（第二五八号）

国外犯処罰規定に関する質問主意書（藤末健三提出）（第二五九号）